

平成31年1月18日

1年1組保護者各位

栃木県立烏山高等学校長

インフルエンザ様疾患による臨時休業(学級閉鎖)のお知らせ

烏山高校1年1組において1月18日現在インフルエンザ様疾患(疑いを含む)の感染者多数確認され欠席しています。

このため、生徒及び地域の感染拡大を未然に防止するため、本日から下記の通り臨時休業いたします。この間は、生徒自身への感染を防止するため、不要な外出は避け、また不特定多数の人と接触する機会のないよう自宅で過ごさせてください。

臨時休業中は、読書や指示された課題に取り組むなど自主的に学習させてください。質等がある場合は、学校にお問い合わせください。

なお外出等が制限され、不自由な生活が続きますと心身の状態が不安定になることが考えられますので、心のケア等についてもよろしくお願いします。

また、生徒の健康状態に変化があった場合にはすぐに学校に連絡してください。

記

- 1 休業期間 平成31年1月18日(金)
(平成31年1月19日(土)～1月20日(日)は自宅待機とする)
- 2 登校開始日 平成31年1月21日(月)
*21日(月)にも症状が続いている生徒については担任へご連絡ください。
- 3 感染予防のための留意点
 - (1) 手洗い、うがいを徹底するとともにマスクを着用する
 - (2) バランスの良い食事を心がけ、睡眠を十分に取る等規則正しい生活を送る
 - (3) 室内の換気を十分に行う
 - (4) 室内が乾燥しないよう湿度を保つ
 - (5) 健康観察を継続して行う
- 4 インフルエンザの感染が疑われる場合
 - (1) 38.0℃程度の発熱、咳、倦怠感等のインフルエンザ様症状が認められた場合は医療機関を受診してください。
 - (2) インフルエンザ感染が確定した場合は、必ず学校に連絡してください。
- 5 インフルエンザによる「出席停止」について

インフルエンザは、学校で予防すべき感染症で、学校保健安全法の規定により出席停止となります。出席停止・学級閉鎖の期間は、欠席にはなりません。

「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は「発症した後(発症の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」で、解熱した後3日目から登校開始となります。

なお、登校を開始するにあたり、改めて「治癒を確認するための受診」の必要性については、医師の指示に従ってください。インフルエンザが治癒し、登校開始するときは、「治癒証明書」を掘出してください。

※「治癒証明書」は本校ホームページ、「保健室からのお知らせ」からダウンロードできます。